

# 地球温暖化対策推進大綱

<< 抜 粋 >>

（平成 14 年 3 月 19 日  
地球温暖化対策推進本部決定）

## 7. 温室効果ガス吸収源対策の推進

### （1）森林・林業対策の推進

森林・林業基本法に基づき 2001 年 10 月に閣議決定された森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給及び利用に関する目標どおりに計画が達成された場合、京都議定書第 3 条 3 及び 4 の対象森林全体で、森林経営による獲得吸収量の上限值（対基準年総排出量比 3.9%、4,767 万 t-CO<sub>2</sub>）程度の吸収量を確保することが可能と推計される。

上記は森林・林業基本計画に基づく試算であり、今後、算定方法等について精査、検討が必要である。また、現状程度の水準で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合は、確保できる吸収量は対基準年排出量比 3.9%を大幅に下回るおそれがある。

吸収量の確保は、政府はもとより、森林所有者、林業及び木材産業の事業者、更には地方公共団体や森林及び林業に関する団体を含め、関係者全体による多大な努力が必要である国民的課題であり、森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備、木材供給、木材の有効利用等を着実かつ総合的に実施することが不可欠である。

わが国に必要な吸収量を確保するため、以下に示す施策を強力に推進するとともに、吸収量の報告・検証体制の強化を図る。

#### 健全な森林の整備

ア 森林の機能区分に応じた、複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開

- イ 緊急に除間伐等の保育の実施が必要な森林において、必要な施業を推進
- ウ 伐採後の更新（再造林）、下刈等の推進
- エ 無立木地、荒廃地、自然災害を受けた森林、耕作放棄地等において、植林、保育等を推進

## **保安林等の適切な管理・保全等の推進**

- ア 保安林制度等における転用規制や伐採規制による森林の永続性の確保と保安林の計画的指定等による森林の保全の推進
- イ 機能が低下した保安林については、治山事業等による保全対策を適切に実施
- ウ 病虫害等被害の防止
- エ 優れた自然の風景地を構成する森林や自然環境を保全することが特に必要な森林等については、自然公園法や自然環境保全法に基づく制度等を活用

## **国民参加の森林づくり等の推進**

- ア 広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動の推進
- イ 森林環境教育の推進

## **木材及び木質バイオマス利用の推進**

- ア 化石燃料の使用量を抑制し、二酸化炭素の排出抑制にも資するため、再生産可能な木材の有効利用に関する国民への普及啓発、木造住宅・公共施設への木材利用の推進、木材・木質材料の利用・加工技術等の向上等による木材の積極的な活用
- イ 林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用

表 10 森林・林業対策の推進

現行対策とその削減量	追加対策とその削減量	国等の施策 (現行、新規)
<p>・森林の有する多面的機能の発揮に関する現状(2000年)</p> <p>&lt;森林面積&gt;</p> <p>育成単層林 1,030万ha            育成複層林 90万ha            天然生林 1,390万ha            合計 2,510万ha</p> <p>&lt;総蓄積&gt;</p> <p>3,930百万m<sup>3</sup></p> <p>・林産物の供給及び利用の現状</p> <p>&lt;木材供給・利用量&gt;</p> <p>20百万m<sup>3</sup></p>	<p>地球温暖化防止を含む森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標を示すとともに、森林及び林業に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画(森林・林業基本計画)を策定</p> <p>・森林の有する多面的機能の発揮に関する目標(2010年)</p> <p>&lt;森林面積&gt;</p> <p>育成単層林 1,020万ha            育成複層林 140万ha            天然生林 1,350万ha            合計 2,510万ha</p> <p>(総蓄積)</p> <p>4,410百万m<sup>3</sup></p> <p>・林産物の供給及び利用に関する目標</p> <p>&lt;木材供給・利用量&gt;</p> <p>25百万m<sup>3</sup></p>	<p>森林・林業基本法及び森林・林業基本計画に基づく施策の展開</p> <p>2003年から第1約束期間の終了年である2012年までの10年間において、基本計画に基づく森林整備等を計画的に強力に推進。更に吸収量の報告・検証体制の強化</p> <p>(地球温暖化防止森林吸収源10カ年対策を展開)</p>
<p>健全な森林の整備</p> <p>吸収量確保のため、植林、必要な保育、間伐の的確な実施(98~00年3カ年の実績)</p> <p>・植栽 4万ha/年            ・下刈 30万ha/年            ・間伐 31.5万ha/年            ・複層林への誘導伐 -            ・天然林改良 2.5万ha/年            ・路網整備 2.5千km/年</p>	<p>健全な森林の整備</p> <p>森林・林業基本計画の目標達成に必要な森林整備の実施</p>	<p>重視すべき機能区分(水土保持林、森林と人との共生林、資源の循環利用林)に応じた森林整備の推進</p> <p>緊急間伐5カ年対策の実施</p> <p>長期育成循環施業の実施</p> <p>公的な森林整備の拡充</p> <p>間伐対策の推進</p> <p>複層林への誘導伐の促進</p> <p>「緑の再生」特別対策等の実施</p>

	保安林等の適切な管理・保全等の推進	保安林指定の計画的な推進 治山対策の推進 病虫害等被害の防止  機能低下保安林緊急整備対策の推進 山村等の防災情報を整備し、防災体制を強化
国民参加の森林づくり等の推進	国民参加の森林づくり等の推進	国民参加による森林の整備・保全活動の推進 地域住民、NPO等の多様な主体の参加と連携の強化 森林環境教育の推進
木材資源の有効利用の推進  ・林産物の供給及び利用の現状 ＜木材供給・利用量＞ 20百万m <sup>3</sup>	木材及び木質バイオマス利用の推進  ・林産物の供給及び利用に関する目標 ＜木材供給・利用量＞ 25百万m <sup>3</sup>  ・未利用木材資源の利用推進	林産物の新規需要の開拓 建築及び工作物における木材使用の促進 木材利用を促進するための総合的な対策の推進 学校の内装や学校関連施設など地域材を利用したモデル的な施設の整備 木質バイオマスエネルギー利用対策の促進 木質バイオマスエネルギー利用施設のモデル的な整備
現状程度の水準（1998～2000年実績の平均）で森林整備、木材供給、利用等が推移した場合の人為活動が行われた森林の吸収量：約3,550万t-CO <sub>2</sub>	森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と林産物の供給及び利用の目標どおりに計画が達成された場合の人為活動が行われた森林の吸収量：計約4,770万t-CO <sub>2</sub>	